

第 6418 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 13日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 青色申告特別控除の引き下げ

Q : 令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の取扱いが変わるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

青色申告特別控除の取扱いは、平成30年度の税制改正で次のように改正され、令和2年分の確定申告から適用されることとなっています。

①以下の要件を満たす者に係る青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円に引き下げられます。

- イ. 正規の簿記の原則で記帳していること
- ロ. 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付していること
- ハ. 期限内申告をしていること

②①の要件を満たす者がe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行う場合は、65万円の青色申告特別控除の控除額が適用されます。

電子帳簿保存とは、一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度で、この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。ただし、令和2年分に限っては、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

